

## 研究ノート

最低賃金の経済効果と未満率・影響率  
一時給1,500円を軸におの かなる  
小野 夏那瑠

●労働調査協議会 非常勤調査研究員

本稿では、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査特別集計」を軸に、2つの事柄を取り扱う。1つ目は、総務省が公表している「全国産業連関表」を用いて、全国一律最低賃金1,500円が実現した際の経済波及効果について、推計することである。2つ目は、現行の未満率と最低賃金1,500円の影響率について、都道府県別に推計することである。

1. 全国一律最低賃金1,500円の経済波及効果<sup>1</sup>

日本の最低賃金をめぐっては、その水準の低さや地域別の在り方が、従来より問題とされてきた。政府も、最低賃金の引き上げに関する目標を示してきたが、その水準や達成時期については、なお議論が定まっていないのが現状である。

最低賃金に関する政府目標について、ここ数年の動向を概観すると、次のように整理できる。まず、岸田文雄元首相は、「2030年代半ばまでに全国加重平均が1,500円となることを目指す」と表

明し、自由民主党の「新しい資本主義実行本部（経済構造改革委員会）」の提言を踏まえ、2024年度の「骨太方針」に、この目標を「より早く達成できるよう」にすることを盛り込んだ。次に、石破茂前首相は、「2020年代に全国平均1,500円への引き上げを目指す」と述べ、達成時期のさらなる前倒しに踏み込んだ。しかし、現在の高市早苗首相は、現時点では、最低賃金に関する具体的な数値目標への言及を避けており、明示的ではないものの、「2020年代に全国加重平均で1,500円」という目標は、事実上、撤回されたとの指摘もなされている。

以下では、こうした議論のなかで、具体的な数値目標として言及されている、時給1,500円という水準に着目し、社会政策学の観点を念頭に置きつつも、経済政策としての最低賃金に焦点を当てて検討する。まず、最低賃金が全国一律で1,500円となった場合に、国民経済にどの程度の影響が生じるのかを推計する。次に、現行の最低賃金の未満率を確認した上で、全国一律1,500円が実現した場合の影響率についても推計を行う。

1. 本稿における分析は、以下を参考にしている。

木地孝之（2023）「第2部 最低賃金1,500円への引き上げは日本経済再生の大きな一歩」労働運動総合研究所『最低賃金が全国一律1,500円になったら 生活はどう変化し、経済はどう変わるか』、9-140、[https://rodosoken.com/hp/wp-content/uploads/2025/07/230207\\_01-1.pdf](https://rodosoken.com/hp/wp-content/uploads/2025/07/230207_01-1.pdf)、2025年12月19日閲覧。

厚生労働省の「賃金構造基本統計調査特別集計」<sup>2</sup>は、その語の通り、「賃金構造基本統計調査」（賃金センサス）を特別集計したものである。これは、「標本調査を母集団に復元したものを集計して表章している」<sup>2</sup> データである。ここで扱うデータの対象は、日本標準産業分類に基づく、日本全国の16大産業であり、5人以上の民営事業所<sup>3</sup>である<sup>4</sup>。

対象となっている「常用労働者」は、就業形態によって、「短時間労働者」と「一般労働者」に分けることができる。「短時間労働者」とは、「1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者」とされる。「一般労働者」とは、「短時間労働者に該当しない通常の所定労働時間・日数の労働者」と定義される<sup>5</sup>。

「賃金構造基本統計調査」の「1時間当たり所定内給与額」を都道府県別に参照することで、地域別最低賃金とのかかわりを見ることができる。しかし、「1時間当たり所定内給与額」には、最低賃金の対象には含まれない精皆勤手当や通勤手当、家族手当などが含まれている。よって、以下の分析では、結果が過少評価される可能性がある。

「賃金構造基本統計調査特別集計」を基にすると、対象労働者総数の4,359万6,605人のうち、2,001万2,375人（45.9%）が時給1,500円未満で

あると推計された（表1、表4）。しかし、「賃金構造基本統計調査特別集計」は、調査対象が限られてしまっているため、総務省の「労働力調査」<sup>6</sup>の2024年平均を参照し、「役員を除く雇用者」の5,780万人に、先で得られた45.9%を乗じたところ、2,653万2,233人が時給1,500円未満であると推計された。その際のふくらまし率<sup>7</sup>は、1.3258であった。

加えて、最低賃金が全国一律1,500円となった際に、年間総賃金増加額として、年間の賃金がどれほど増加するかを推計した。まず、賃金増加額については、「賃金構造基本統計調査特別集計」を用いて、1,500円との差額に該当労働者数を乗じた。そして、総実労働時間については、厚生労働省の「毎月勤労統計調査」<sup>8</sup>の年結果を用いて、パートタイム労働者と一般労働者ごとに、直近3年間（2022～2024年）の値を年間に換算し、平均値を先の賃金増加額に乗じた。そして、両者の結果を合算すると、年間総賃金増加額は、14兆152億円と推計された。これを先の手順と同様に、ふくらまし率を用いて全国推計を行うと、18兆5,812億円となった。

これを基に、2015年（平成27年）の「全国産業連関表」を用いて、国内生産増加額、粗付加価値増加額、雇用量の増加を推計した<sup>9</sup>。産業連関表は5年ごとに作られ、現時点の最新は、2020年

2. 厚生労働省（2025）「時間当たりの所定内給与額の分布（全国・都道府県別（常用労働者、一般労働者、短時間労働者）」、<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001539428.xlsx>、2025年12月19日閲覧。

なお、「賃金構造基本統計調査特別集計」も含め、最低賃金に関するデータや統計は、以下の厚生労働省のホームページから入手することができる。

厚生労働省（2025）「最低賃金に関するデータ・統計」、厚生労働省ホームページ、[https://www.mhlw.go.jp/stf/sei-sakunitsu/bunya/toukei\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/sei-sakunitsu/bunya/toukei_00001.html)、2025年12月19日閲覧。

3. 2025年6月6日に、厚生労働省の担当者に、電話で確認を行った。

4. 厚生労働省「調査の概要」

5. 厚生労働省「用語の解説」

6. 総務省（2025）「労働力調査（2024年）」

7. 「労働力調査」の「役員を除く雇用者」（5,780万人）を、「賃金構造基本統計調査特別集計」の対象労働者総数（4,359万6,605人）で除した値である。

8. 厚生労働省（2025）「労働時間等関係資料」

9. 各指標は、年間総賃金増加額を基に算出しているため、年間の値である。

(令和2年)表となっている<sup>10</sup>。産業連関表は、公開されて間もない最新表であると、訂正や再推計が行われることが多い。よって、ここでは2020年表ではなく、2015年表を用いている。また、「都道府県産業連関表」を用いて、都道府県別に

産業連関分析を行う場合、現状では2020年表が未公表の都道府県も多いため、2020年表で統一した分析は行えない。

18兆5,812億円の年間総賃金増加額がもたらす、経済波及効果を推計したところ、家計消費は13兆

表1 常用・短時間・一般労働者数と割合

都道府県	最低賃金の ランク	常用労働者	短時間労働者	一般労働者	短時間 労働者率	一般 労働者率
		人	人	人	%	%
北海道	B	1,454,327	434,088	1,020,238	29.8	70.2
青森県	C	327,262	78,437	248,825	24.0	76.0
岩手県	C	343,155	78,789	264,366	23.0	77.0
宮城県	B	736,171	189,913	546,258	25.8	74.2
秋田県	C	252,184	58,139	194,045	23.1	76.9
山形県	C	301,304	64,042	237,262	21.3	78.7
福島県	B	546,600	128,419	418,181	23.5	76.5
茨城県	B	940,678	269,090	671,588	28.6	71.4
栃木県	B	648,781	172,568	476,213	26.6	73.4
群馬県	B	644,463	175,633	468,830	27.3	72.7
埼玉県	A	1,963,105	719,674	1,243,431	36.7	63.3
千葉県	A	1,657,621	608,497	1,049,125	36.7	63.3
東京都	A	7,804,210	1,798,588	6,005,621	23.0	77.0
神奈川県	A	2,856,382	980,425	1,875,958	34.3	65.7
新潟県	B	715,630	190,433	525,197	26.6	73.4
富山県	B	374,091	97,835	276,255	26.2	73.8
石川県	B	390,276	104,847	285,430	26.9	73.1
福井県	B	252,510	68,609	183,901	27.2	72.8
山梨県	B	276,234	93,860	182,373	34.0	66.0
長野県	B	641,959	153,808	488,151	24.0	76.0
岐阜県	B	696,967	230,375	466,592	33.1	66.9
静岡県	B	1,275,042	338,364	936,678	26.5	73.5
愛知県	A	2,892,633	874,562	2,018,071	30.2	69.8
三重県	B	586,735	181,206	405,529	30.9	69.1
滋賀県	B	471,301	146,210	325,091	31.0	69.0
京都府	B	863,537	286,528	577,009	33.2	66.8
大阪府	A	3,759,996	1,306,741	2,453,255	34.8	65.2
兵庫県	B	1,746,536	640,885	1,105,651	36.7	63.3
奈良県	B	318,903	139,854	179,049	43.9	56.1
和歌山県	B	247,411	77,282	170,129	31.2	68.8
鳥取県	C	153,566	38,976	114,590	25.4	74.6
島根県	B	183,179	45,484	137,694	24.8	75.2
岡山県	B	610,791	161,604	449,188	26.5	73.5
広島県	B	947,497	280,728	666,768	29.6	70.4
山口県	B	399,506	113,190	286,317	28.3	71.7
徳島県	B	194,710	50,572	144,138	26.0	74.0
香川県	B	332,367	89,507	242,860	26.9	73.1
愛媛県	B	379,692	108,686	271,007	28.6	71.4
高知県	C	175,535	50,682	124,854	28.9	71.1
福岡県	B	1,708,392	501,188	1,207,203	29.3	70.7
佐賀県	C	250,626	69,091	181,536	27.6	72.4
長崎県	C	358,237	103,911	254,326	29.0	71.0
熊本県	C	498,514	152,077	346,437	30.5	69.5
大分県	C	311,549	85,751	225,798	27.5	72.5
宮崎県	C	294,743	85,044	209,698	28.9	71.1
鹿児島県	C	412,775	125,518	287,257	30.4	69.6
沖縄県	C	398,924	120,537	278,386	30.2	69.8
全国	-	43,596,605	12,870,246	30,726,359	29.5	70.5
平均	-	927,587	273,835	653,752	28.9	71.1

資料：最低賃金のランク、「賃金構造基本統計調査特別集計」（調査年：2024年）を基に、筆者作成。

10. なお、初めに公表されたのは、2015年（平成27年）表が2019年6月27日であり、2020年（令和2年）表が2024年6月25日である。

8,430億円<sup>11</sup>、国内生産額は20兆1,746億円、粗付加価値（≒GDP）は11兆7,596億円の増加となり、新たに119万959人分の雇用が必要になると見積もられた（表2）。

## 2. 最低賃金の未満率と影響率

最低賃金に関する指標として、「未満率」と「影響率」が存在する。これらは、中央・地方最低賃金審議会でも参照される、最低賃金改定の重要な指標である。具体的に、「未満率」とは、「最低賃金額を改定する前に、最低賃金額を下回っている労働者の割合」<sup>12</sup>である。また、「影響率」とは、「最低賃金額を改正した後に、改正後の最低

表2 時給1,500円の経済波及効果（全国）

家計消費増加額（全国）		→ 138,429.86 億円	
部門名	生産増加額	粗付加価値増加額	雇用量の増加
	億円	億円	人
01 農林漁業	4,831.12	2,302.46	21,408.46
06 鉱業	174.75	90.90	767.28
11 飲食料品	15,390.34	5,719.83	59,325.72
15 繊維製品	967.62	389.72	8,560.35
16 パルプ・紙・木製品	1,883.11	671.62	7,370.17
20 化学製品	3,488.03	1,167.50	4,831.70
21 石油・石炭製品	4,048.46	1,218.74	564.27
22 プラスチック・ゴム製品	1,945.01	744.25	9,591.39
25 窯業・土石製品	334.47	162.35	1,571.73
26 鉄鋼	1,120.68	295.82	1,041.93
27 非鉄金属	442.76	108.80	710.60
28 金属製品	792.78	355.71	5,335.42
29 はん用機械	186.92	82.58	718.29
30 生産用機械	158.75	73.37	698.42
31 業務用機械	176.10	73.08	635.82
32 電子部品	542.48	204.47	1,875.37
33 電気機械	1,264.75	458.67	4,210.63
34 情報通信機器	617.76	218.15	1,786.71
35 輸送機械	4,813.20	1,167.03	9,251.24
39 その他の製造工業製品	2,190.50	1,018.51	13,860.36
41 建設	845.75	396.28	5,983.76
46 電力・ガス・熱供給	6,618.50	2,368.71	6,190.50
47 水道	1,475.52	736.33	3,197.75
48 廃棄物処理	827.20	547.40	8,093.27
51 商業	27,682.29	19,346.47	289,401.30
53 金融・保険	12,351.51	8,342.32	60,985.14
55 不動産	33,028.76	27,776.66	30,074.24
57 運輸・郵便	13,007.91	6,701.73	79,477.02
59 情報通信	11,759.10	6,071.68	38,745.99
61 公務	735.10	520.67	3,752.51
63 教育・研究	4,070.91	2,978.52	32,351.35
64 医療・福祉	7,251.88	4,498.29	79,343.37
65 他に分類されない会員制団体	1,706.30	1,024.45	20,648.69
66 対事業所サービス	14,855.36	9,290.31	127,758.78
67 対個人サービス	19,036.03	10,128.07	250,648.09
68 事務用品	288.67	0.00	0.00
69 分類不明	836.03	344.24	191.83
合計	201,746.44	117,595.66	1,190,959.47

資料：「賃金構造基本統計調査特別集計」（調査年：2024年）、「毎月勤労統計調査」（調査年：2022～2024年の各年）、「労働力調査」（調査年：2024年）、「家計調査」（調査年：2024年）、「全国産業連関表」（調査年：2015年）、木地（2023）<sup>1</sup>を基に、筆者作成。

11. 本稿では、2024年の「家計調査」の「総世帯のうち勤労者世帯」に基づき、「消費支出／勤め先収入」によって平均消費性向を求めた。具体的には、最低賃金近くで働く労働者の消費行動を適切に反映するため、「年間収入十分位階級」における、第1分位（273万円未満：81.3%）と、第2分位（273～367万円未満：67.7%）の間である、74.5%を全国一律の平均消費性向として適用した。
12. 厚生労働省「最低賃金の未満率の推移」

賃金額を下回ることとなる労働者の割合<sup>13</sup>である。

「賃金構造基本統計調査」は、調査年の6月分の賃金等について、同年7月に調査を行ったものである<sup>4</sup>。つまり、2024年の「賃金構造基本統計調査」は、2024年6月の賃金を対象としたものである。しかし、当時の状況では、最低賃金が改定されるのは、おおよそ10月ごろであった。よって、2024年6月時点で適用されていた最低賃金は、2023年度のものということになる。具体的には、2023年度の最低賃金は、各都道府県によって異なるものの、2023年10月～2024年9月まで、おおよそ適用されていたことになる。

その上で、2024年の「賃金構造基本統計調査特別集計」（対象年月：2024年6月）と、2023年度の最低賃金額（適用時期：2023年10月～2024年9月）を用いて、最低賃金の未満率を推計する<sup>14</sup>。すると、全国では2.2%（平均：2.0%）であり、人数にして97万5,936人となり、最低賃金額未満で働いている人が、相当数存在していることが分かる（表3）。都道府県別に見ると、最も未満率が高かったのは、青森県の4.1%であり、次いで、大阪府（3.5%）、埼玉県（2.8%）、北海道（2.7%）、神奈川県（2.6%）と続いている。反対に、最も未満率が低かったのは、香川県の0.9%であり、次いで、石川県（1.1%）、福岡県（1.2%）、長崎県（1.2%）、島根県（1.3%）と続いている。最も高い青森県（4.1%）と、最も低い香川県（0.9%）を比較すると、4.4倍の差が存在する。

未満率の地域的分布を見ると、状況は都道府県ごとに異なっている。多くの県は平均付近に位置している一方で、平均を大きく上回る県と下回る県が併存している。未満率の高低は、地域区分と一様に対応しておらず、同一の地域区分であっても、県ごとの差異が確認される。最低賃金額と未

満率の相関係数は0.36にとどまり、両者の間には弱い正の相関しか認められない。このことから、未満率の地域差は、最低賃金額のみならず、各都道府県における労働者数や賃金分布といった、構造的要因を反映して生じていると考えられる。

同様にして、全国一律1,500円が実現した場合における、最低賃金の影響率を推計する。前述したように、全国では45.9%（平均：53.6%）であり、人数にして2,001万2,375人となり、全国一律1,500円の実現によって、直接的に賃金上がる人は、半数近くに上ることが分かる（表4）。都道府県別に見ると、最も影響率が高かったのは、宮崎県の65.6%であり、次いで、青森県（63.9%）、沖縄県（63.6%）、鳥取県（62.4%）、鹿児島県（61.8%）と続いている。反対に、最も影響率が低かったのは、東京都の25.8%であり、次いで、神奈川県（40.5%）、大阪府（43.3%）、愛知県（43.6%）、京都府（46.8%）と続いている。最も高い宮崎県（65.6%）と、最も低い東京都（25.8%）を比較すると、2.5倍の差が存在する。

影響率の地域的分布を見ると、都道府県間でのばらつきはより大きく、平均を大きく上回る県から下回る県まで、幅広く分布している。影響率が高い県は、九州地方や東北地方、中国・四国地方に多く見られる。最低賃金額と影響率の相関係数は-0.86と高く、強い負の相関が確認される。すなわち、当然でありながらも、全国一律で最低賃金を1,500円とした場合、現行の最低賃金額が相対的に低い県ほど、影響率が高くなる傾向にあることが示唆される。東京都のように影響率が相対的に低い県も見られ、全国一律の水準設定であっても、その影響の及び方には、都道府県ごとに差が生じると言える。

当然にして、最低賃金額未満で働かせることは、最低賃金法が禁止しているところである（最低賃

13. 厚生労働省「最低賃金の影響率の推移」

14. 厚生労働省が公表している、「賃金構造基本統計調査特別集計」に基づく未満率は、本稿の内容と同一である。

金法第4条第1項)。最低賃金額未満で労働契約を結んでいた場合、その部分については無効となり、最低賃金と同様の定めをしたものと見なされる(同条第2項)。加えて、最低賃金法第40条の罰則規定により、50万円以下の罰金に処せられることもある。最低賃金額未満の状態にある労働者の減少に向けては、最低賃金法の趣旨を踏まえ、労働組合が果たし得る役割について、改めて検討

することが求められる。また、そのような状態が疑われる場合には、労働組合として、使用者に是正を求めることが考えられる。さらに、状況に応じて、労働基準監督署への相談や申告といった対応も、選択肢の1つとして位置付けられる。

本稿における分析結果は、「賃金構造基本統計調査特別集計」や「全国産業連関表」に基づく推計であり、分析にはいくつかの限界が存在する。

表3 最低賃金額未満の常用・短時間・一般労働者数と未満率

都道府県	最低賃金の ランク	最低賃金額 (2023年度)	最低賃金額未満の 常用労働者数	最低賃金額未満の 短時間労働者数	最低賃金額未満の 一般労働者数	未満率 %	順位 (降順)
		円	人	人	人		
北海道	B	960	39,541	20,101	19,445	2.7	4
青森県	C	898	13,369	3,197	10,174	4.1	1
岩手県	C	893	8,439	5,223	3,216	2.5	8
宮城県	B	923	16,188	10,942	5,248	2.2	12
秋田県	C	897	6,020	3,399	2,626	2.4	9
山形県	C	900	6,257	2,573	3,687	2.1	16
福島県	B	900	11,128	6,050	5,085	2.0	20
茨城県	B	953	19,176	7,762	11,429	2.0	17
栃木県	B	954	11,975	7,334	4,643	1.8	29
群馬県	B	935	10,298	5,163	5,136	1.6	34
埼玉県	A	1,028	54,410	36,378	18,031	2.8	3
千葉県	A	1,026	33,214	20,168	13,040	2.0	21
東京都	A	1,113	170,958	98,568	72,399	2.2	14
神奈川県	A	1,112	74,822	52,799	22,027	2.6	5
新潟県	B	931	12,374	6,887	5,499	1.7	31
富山県	B	948	8,218	3,368	4,851	2.2	13
石川県	B	933	4,378	2,073	2,306	1.1	46
福井県	B	931	4,666	2,134	2,531	1.8	28
山梨県	B	938	3,878	2,781	1,098	1.4	41
長野県	B	948	11,761	7,905	3,861	1.8	30
岐阜県	B	950	14,779	9,259	5,520	2.1	15
静岡県	B	984	24,731	15,243	9,487	1.9	23
愛知県	A	1,027	73,403	50,557	22,845	2.5	6
三重県	B	973	11,452	5,683	5,776	2.0	22
滋賀県	B	967	10,958	5,583	5,374	2.3	10
京都府	B	1,008	13,696	8,279	5,417	1.6	35
大阪府	A	1,064	133,090	99,052	34,033	3.5	2
兵庫県	B	1,001	43,060	22,451	20,601	2.5	7
奈良県	B	936	4,872	3,176	1,696	1.5	36
和歌山県	B	929	5,039	2,485	2,555	2.0	19
鳥取県	C	900	2,281	874	1,407	1.5	37
島根県	B	904	2,464	1,603	860	1.3	43
岡山県	B	932	8,914	6,748	2,167	1.5	38
広島県	B	970	17,979	10,236	7,745	1.9	26
山口県	B	928	5,503	3,945	1,555	1.4	42
徳島県	B	896	2,742	1,676	1,065	1.4	40
香川県	B	918	3,111	1,981	1,125	0.9	47
愛媛県	B	897	7,256	3,943	3,315	1.9	25
高知県	C	897	2,531	1,599	933	1.4	39
福岡県	B	941	20,653	12,068	8,580	1.2	45
佐賀県	C	900	4,804	2,399	2,404	1.9	24
長崎県	C	898	4,389	2,635	1,753	1.2	44
熊本県	C	898	11,195	7,244	3,956	2.2	11
大分県	C	899	5,862	3,504	2,362	1.9	27
宮崎県	C	897	5,003	2,528	2,478	1.7	32
鹿児島県	C	897	8,409	5,260	3,165	2.0	18
沖縄県	C	896	6,690	3,499	3,192	1.7	33
全国	-	1,004	975,936	1,777,155	791,320	2.2	-
平均	-	945	20,765	12,730	8,037	2.0	-

資料：最低賃金のランク、最低賃金額（2023年度）、「賃金構造基本統計調査特別集計」（調査年：2024年）を基に、筆者作成。

したがって、解釈に当たっては、精緻な予測値としてではなく、大まかな推計値として捉えることが適切である。とりわけ、雇用量の増加については、産業連関分析の特性上、労働市場における摩擦や時間的ラグを十分に考慮できていない。推計上で示された雇用増加分は、現実には労働時間の延長や残業によって吸収される可能性があるほか、

賃金上昇が一部の雇用喪失を引き起こす可能性も排除できない。これらの点に留意した上で、本稿で示した分析結果を基礎資料としつつ、最低賃金としてのあるべき水準も踏まえながら、全国一律1,500円の実現可能性に加え、最低賃金の全国一律化や大幅な引き上げについて、検討していく必要があると言える。

表4 時給1,500円未満の常用・短時間・一般労働者数と影響率

都道府県	最低賃金のランク	最低賃金額 (2023年度)	時給1,500円未満の 常用労働者数	時給1,500円未満の 短時間労働者数	時給1,500円未満の 一般労働者数	影響率 %	順位 (降順)
		円	人	人	人		
北海道	B	960	825,484	385,882	439,623	56.8	19
青森県	C	898	209,009	71,422	137,585	63.9	2
岩手県	C	893	204,815	72,387	132,446	59.7	9
宮城県	B	923	395,753	168,255	227,489	53.8	24
秋田県	C	897	150,075	52,392	97,696	59.5	10
山形県	C	900	172,577	56,771	115,823	57.3	17
福島県	B	900	319,861	117,010	202,871	58.5	13
茨城県	B	953	457,459	226,891	230,583	48.6	38
栃木県	B	954	310,075	151,320	158,759	47.8	42
群馬県	B	935	333,250	148,682	184,574	51.7	28
埼玉県	A	1,028	976,738	596,118	380,614	49.8	35
千葉県	A	1,026	802,846	502,115	300,717	48.4	40
東京都	A	1,113	2,009,939	1,141,689	868,255	25.8	47
神奈川県	A	1,112	1,157,634	766,391	391,251	40.5	46
新潟県	B	931	388,766	164,727	224,056	54.3	22
富山県	B	948	190,937	82,449	108,493	51.0	32
石川県	B	933	191,730	86,541	105,195	49.1	37
福井県	B	931	133,798	60,047	73,728	53.0	25
山梨県	B	938	152,713	81,909	70,802	55.3	21
長野県	B	948	329,466	133,893	195,603	51.3	30
岐阜県	B	950	404,870	205,199	199,678	58.1	16
静岡県	B	984	628,909	287,010	341,889	49.3	36
愛知県	A	1,027	1,262,386	713,195	549,188	43.6	44
三重県	B	973	302,851	157,840	145,034	51.6	29
滋賀県	B	967	225,460	120,128	105,315	47.8	41
京都府	B	1,008	403,938	224,026	179,913	46.8	43
大阪府	A	1,064	1,627,157	1,005,599	621,580	43.3	45
兵庫県	B	1,001	925,427	546,311	379,112	53.0	26
奈良県	B	936	182,512	118,582	63,945	57.2	18
和歌山県	B	929	137,759	66,964	70,791	55.7	20
鳥取県	C	900	95,762	35,467	60,310	62.4	4
島根県	B	904	106,465	40,530	65,925	58.1	15
岡山県	B	932	313,194	141,416	171,784	51.3	31
広島県	B	970	460,670	234,360	226,324	48.6	39
山口県	B	928	216,282	100,852	115,428	54.1	23
徳島県	B	896	102,316	43,762	58,560	52.5	27
香川県	B	918	165,458	73,201	92,257	49.8	34
愛媛県	B	897	224,246	98,968	125,291	59.1	11
高知県	C	897	107,327	44,613	62,715	61.1	6
福岡県	B	941	856,273	406,226	450,047	50.1	33
佐賀県	C	900	147,872	61,676	86,197	59.0	12
長崎県	C	898	218,417	91,713	126,693	61.0	7
熊本県	C	898	299,429	139,115	160,325	60.1	8
大分県	C	899	182,178	78,540	103,637	58.5	14
宮崎県	C	897	193,297	76,904	116,419	65.6	1
鹿児島県	C	897	255,195	109,587	145,615	61.8	5
沖縄県	C	896	253,800	108,251	145,574	63.6	3
全国	-	1,004	20,012,375	10,396,926	9,615,709	45.9	-
平均	-	945	425,795	221,211	204,590	53.6	-

資料：最低賃金のランク、最低賃金額（2023年度）、「賃金構造基本統計調査特別集計」（調査年：2024年）を基に、筆者作成。